

指定管理者募集要項に関する質問

質 問 事 項 (タ イ ト ル)	指定管理者の修繕範囲について
記 載 箇 所	文 書 名：静岡県立森林公園施設における管理運営業務の基準 ページ：7 該当箇所：2 施設等管理業務（1）留意事項 ア
質 問 内 容	照明器具、木工作機械の修理、歩道修理などの備品、設備等の日常的な管理で必要となる消耗品や部品・部材の交換 木工機械や歩道等の修理や部品・部材の交換で、総額 30 万円を超える費用は県へ申請してもよろしいですか。

回答

回 答	静岡県立森林公園施設における管理運営業務の基準 18 ページの「県及び指定管理者の業務区分表」のとおり、施設補修における 30 万円未満の小規模補修は指定管理者、30 万円以上の大規模補修については県が実施します。 木工機械や歩道等の修理や部品・部材の交換において 1 件あたりの費用が 30 万円を超えると見込まれる場合は、あらかじめ県と協議をお願いします。
-----	---

指定管理者募集要項に関する質問

質 問 事 項 (タ イ ト ル)	アカマツの樹幹注入について
記 載 箇 所	文 書 名：静岡県立森林公園施設における管理運営業務の基準 ページ：12 該当箇所：e 病虫害防除 (b)
質 問 内 容	施設や道路に近接するアカマツは、予防剤の樹幹注入により保護すること。 上記の記載について、指定管理者が年々増加する経費に対して収支の範囲内で、実施回数や範囲を決めてもよろしいですか。

回答

回 答	令和8年3月に改訂した「静岡県立森林公園（浜北地区）全体管理計画書」において、年度ごとの施業は、静岡県西部農林事務所及び指定管理者が、過去の施業実績、森林の状況、緊急性を考慮して設定することとしております。 園地等で指定管理者が樹幹注入を行う範囲については、薬剤の有効期間及び枯れた場合の倒木の危険性等を考慮の上、実施範囲や回数を設定していただいて差し支えありません。 必要に応じて、実施範囲や回数について静岡県西部農林事務所の病虫害担当と調整をお願いします。
-----	---

指定管理者募集要項に関する質問

質 問 事 項 (タ イ ト ル)	落葉落枝の撤去費用について
記 載 箇 所	文 書 名：静岡県立森林公園施設における管理運営業務の基準 ページ：12 該当箇所：（イ）道路管理 b 路面補修 （d）
質 問 内 容	台風通過後等に落葉落枝が路面に散乱し、又は倒木等が発生し通行車両等の安全が危惧される場合は、速やかに除去し、通行車両の安全を図ること。 過去に台風被害で復旧作業に半年以上の期間を要したことがあります。募集要項の中に管理運営費の増については、一律的な反映とありますが、これは該当しますか。

回答

回 答	「物価変動による管理運営費の増についての一律的な反映」は、指定管理期間中における物価高騰や人件費上昇等への対応となるスライド制度を想定しています。 スライド制度については現在制度設計中のため、現時点で詳細を御回答できませんが、御質問のあった台風被害での復旧作業は物価高騰や人件費上昇等の要因によるものとはいえ、物価変動による管理運営費の増についての一律的な反映には該当しないと思われます。 なお、指定管理者では対応が困難な倒木や、大規模補修が必要な場合には、協議の上、県が対応することがあります。
-----	---